

意見提出が 30 日未満の場合のその理由

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」（平成 27 年環境省令第 3 号。以下、「改正省令」という。）が、平成 27 年 2 月 20 日に公布され、5 月 29 日に施行されることとなっています。

改正省令による改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」においては、夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準のうち、捕獲従事者（夜間銃猟をする者に限る）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能について、環境大臣が告示で要件を定めることとなっています。

改正省令の円滑な運用の観点から、当該告示については改正省令施行前かつ可能な限り早期に行い、地方公共団体や鳥獣捕獲等事業者等に対し十分な周知を図り、施行へ向け十分な準備を行っていただく必要があります。

したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、三十日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。